

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろの採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本県の漁船漁業等の採捕の数量を公表します。

令和元年5月30日
宮城県知事

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚
- 2 管理期間
平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 3 対象となる採捕の種類
漁船漁業等（10トン未満のかじき等流し網漁業、浮きはえ縄漁業、曳き縄漁業、釣り漁業、刺網漁業等）
- 4 漁船漁業等の6月間別の割当量に対する採捕の数量の割合
84.5パーセント (A/B)
〔※漁船漁業等による採捕の数量 : 0.845トン (A)
漁船漁業等の6月間別の割当量 : 1.000トン (B)〕
- 5 漁船漁業等が通常の採捕が行うとした場合に漁船漁業等の知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期
令和元年6月上旬

(考え方)

- ・令和元年5月1日から5月29日までの漁獲量 : 0.845トン
- ・令和元年5月1日から5月29日までの1日あたりの漁獲量 : 0.029トン
- ・通常の採捕を行った場合の漁獲量の見込み
5月29日までの累計 (実績) : 0.845トン
6月4日まで : 1.019トン